一般財団法人林業経済研究所における科学研究費補助金等の 公的外部資金による研究実施規程

平成 27 年 1 月 5 日制定

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人林業経済研究所(以下、「研究所」という。) の研究員が行う研究のうち、科学研究費補助金等の公的外部資金(以下、「公 的外部資金」という。)を受けて行う研究について、その取り扱いの方針を定 め、もって科学研究費補助金による研究成果をあげるとともに、研究成果の 普及を図ることを目的とする。

(組織、研究を行う職)

第2条 研究活動を行うことを職務に含むものとして所属し、研究活動に実際 に従事する者は、下記のとおりである。

研究部 研究員

(研究計画の策定)

- 第3条 研究員は、公的外部資金による研究を行う場合は、他の業務に支障を及ぼさない範囲において自発的に研究計画を立案し、実施するものとする。
- 2 当該研究計画を立案し実施する研究員は、あらかじめ様式に従った研究計画調書を作成し、その写しを理事長に提出するものとする。

(研究成果の取り扱い)

第4条 研究員は、前条により公的外部資金により行った研究については、他の規程にかかわらず、当該研究の研究成果について自らの判断で公表することができる。また、公表にあたっては、職務として自発的に学会等に参加できるものとする。

(研究報告の義務)

第5条 公的外部資金による研究を行う研究員は、科学研究費補助金制度に係る規程及び交付の際に付される諸条件に従い報告書を作成し、その写しを理事長に提出するものとする。

(管理等の事務)

第6条 公的外部資金の研究計画調書の取りまとめは所長、補助金の管理等の事務は所長の下に置かれている事務員が所掌する。

(関係法令等の遵守)

第7条 研究所の研究員は公的外部資金を受けて行う研究の遂行に当たり、関係法令及び文部科学省、独立行政法人日本学術振興会等当該公的資金を供与する機関が定める各種の公的外部資金に関するルールを遵守するものとする。

(その他)

第8条 この規程の改廃は、理事会の承認を要する。

附則

- 1. この規程は、平成27年1月5日から施行する。
- 2. 林業経済研究所科学研究費補助金による研究実施規程(平成19年6月20日制定)は、廃止する。